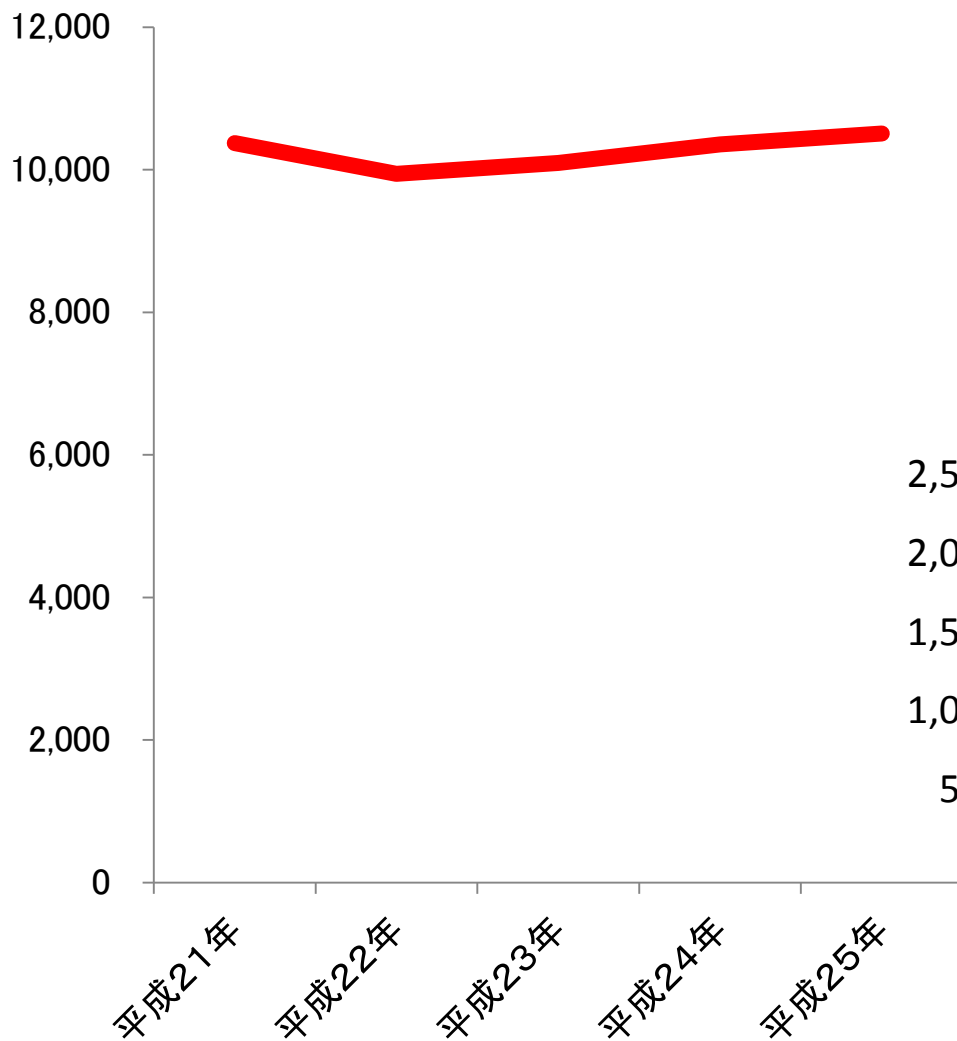


国を当事者とする訴訟の現状について

(1) 国を当事者とする訴訟の事件数の推移

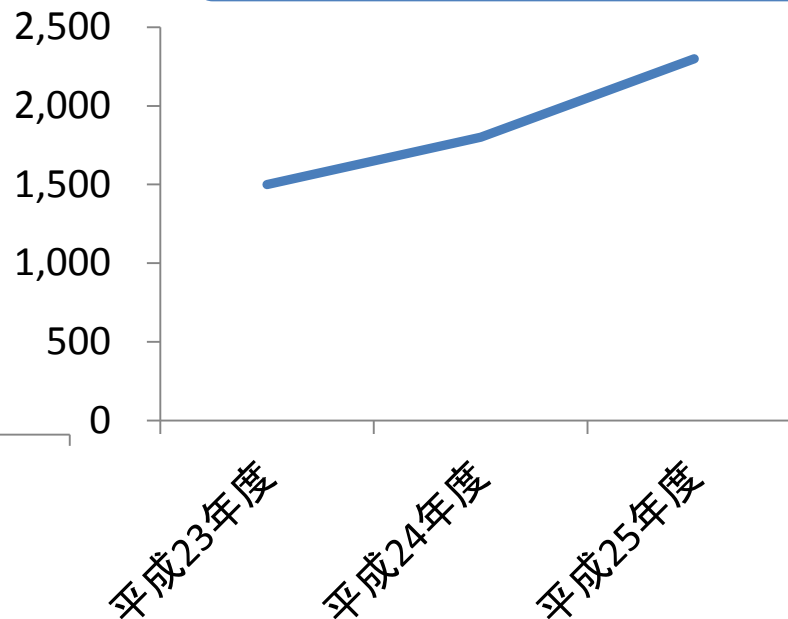
係属件数(全体)



重要大型事件

- 訴訟の結果いかに国の外交, 政治, 行政, 経済等に重大な影響を及ぼす事件
- 従来の学説・判例には見られなかった新たな法解釈の展開を要する事件 等

重要大型事件の係属件数



(2) 重要大型事件に係る訴訟を巡る動き

平成13年	ハンセン病訴訟 熊本地裁5月11日判決（確定） → ハンセン病等補償法
平成14 ～15年	C型肝炎訴訟, トンネルじん肺訴訟, 中国残留孤児訴訟, 諫早湾干拓事業開門請求訴訟, 原爆症認定集団訴訟等が相次いで提起
平成16年	規制権限不行使の違法が争われた訴訟において, 国の責任を認めた二つの最高裁判決 ・筑豊じん肺訴訟(4月27日判決) ・関西水俣病訴訟(10月15日判決)
平成19年～	政治的解決の動き (←下級審レベルでの敗訴) ・トンネルじん肺防止対策に関する合意書(19年6月) ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正(19年11月) ・特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法(20年1月) ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(21年7月) ・原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書(21年8月) 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律(21年12月)
平成22年	諫早湾干拓事業開門請求訴訟(福岡高裁12月6日判決) (確定)
平成23年	B型肝炎訴訟「基本合意書」(6月) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(12月)
平成25年	福島第一原発事故国家賠償訴訟提起
平成26年	大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決(10月9日)

➤ 国の政策等に重大な影響を及ぼす訴訟での敗訴が目を引くようになっている。

← いわゆる「政策形成訴訟」

- ・ 国の施策の誤りにより損害を被ったと主張して、訴訟を提起するとともに、訴訟の原告のみならず被害を訴える者全員の救済と、それを実現するための立法的措置や国の謝罪等を求める。
- ・ 専門化した弁護士を結集した弁護団による周到な準備

← 裁判所：行政に対する厳しい目、行政の法適合性について十分な説明を迅速に行うことを求める傾向

**訴訟が起きてから動き出すのでは遅い！
訴訟を想定した法的検討・予防司法の観点が重要**

新たな法的支援制度について

新たな法的支援制度の活用例

国家公務員の服務

公務員法等

行政事件訴訟法

労働法等

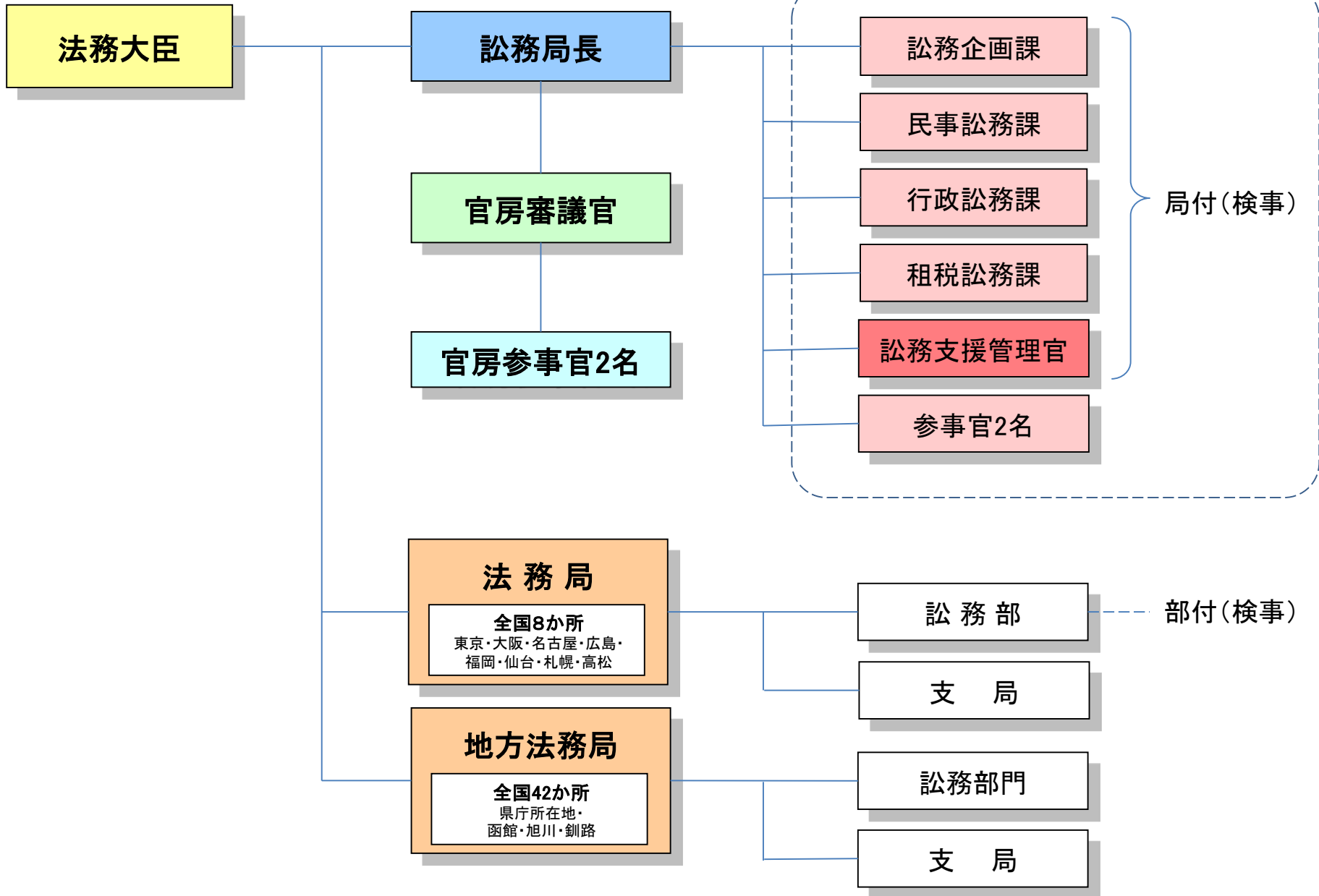
裁判になったらどうなるのか？

(裁判官はどう判断するのか？)

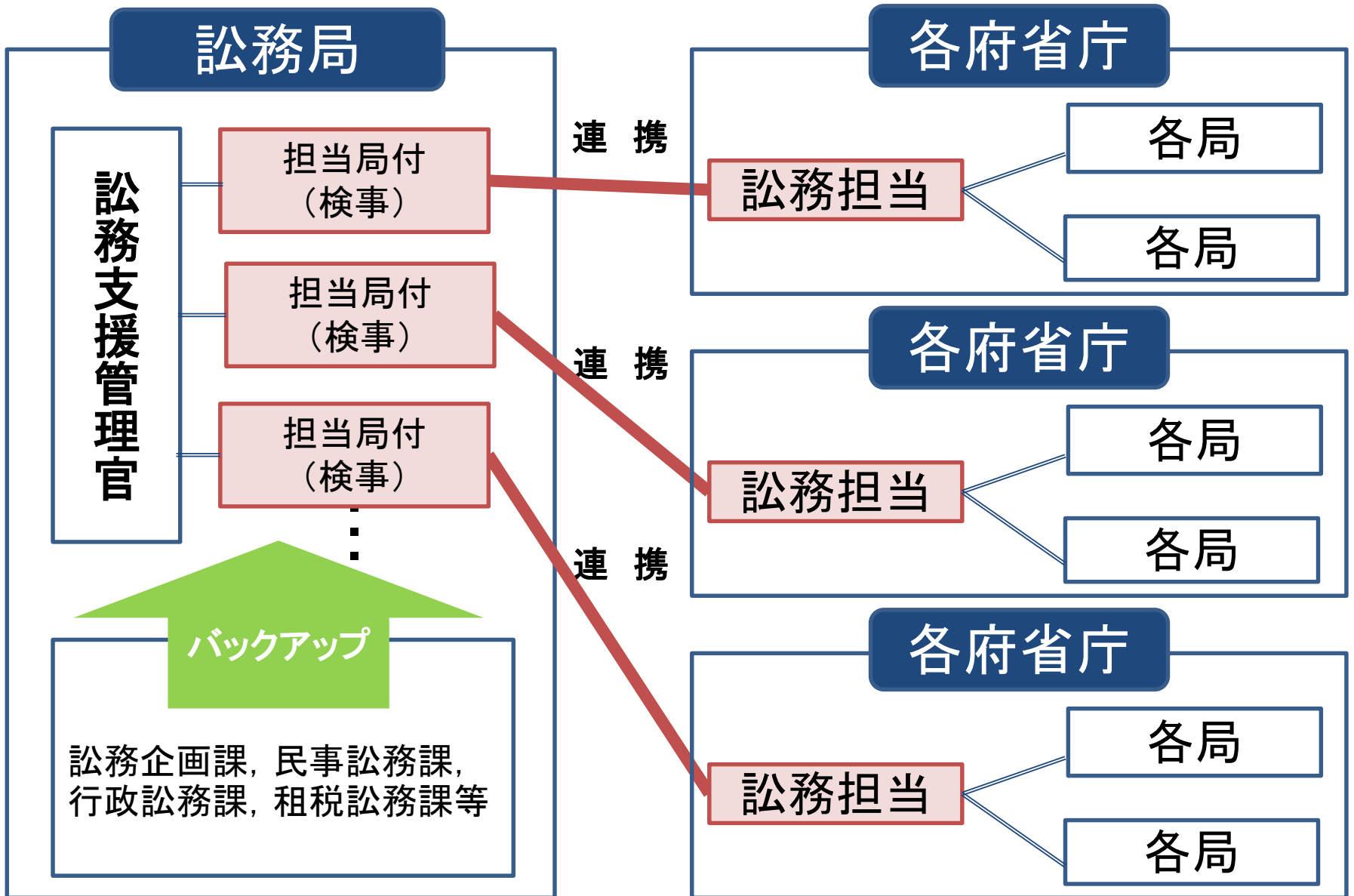
- 処分の要件 ← 抽象的な要件
- 裁量権の逸脱・濫用 ← 最高裁S52.12.20判決
cf.労働関係における解雇権濫用
- 理由付記 ← 最高裁S38.5.31判決
- 理由の差し替え ← 処分の同一性

懲戒処分や分限処分等

訟務の体制



新たな法的支援制度の体制



新たな法的支援制度（気軽に相談を！）

具体的な争訟を前提にする必要はありません。
ニーズに合った的確な法的支援を行います。



内外に誇れるコンプライアンス国家へ

今後のスケジュールについて

今後のスケジュール(今年度)

平成27年 5月27日	連絡会議及び幹事会開催
	【個別相談の実施】 【テーマ別分科会の開催】 ➤ 具体的事例に応じた訴訟対応の協議及び認識の共有化
9月～10月頃	第2回幹事会開催 ➤ 個別相談の中間報告及び更なる拡充に向けた方策検討
平成28年 1月～2月頃	第3回幹事会開催 ➤ 個別相談の報告と総括

※ 連絡会議は、必要に応じて適宜開催予定